

富士市教育委員会		8月	定例会 臨時会	会議録 (令和8年)
開催日 令和8年8月19日 水曜日 開 会 13時30分 閉 会 14時31分			会議場 市庁舎6階 第3会議室	
出席委員の氏名				
教 育 長	太 田 桂	委 員	塩 谷 知 一	
教育長職務代理者	和久田 恵 子	委 員	保 科 悦 久	
委 員	松 田 靖 子			
出席職員等の氏名				
教育次長	味 岡 俊 雄	文化財課長	植 松 良 夫	
教育総務課長	佐 野 睦 昭	博物館長	石 川 武 男	
学校教育課教育指導室長	下 東 孝 司	教育総務課調整主幹	前 田 澄	
学校管理課長	福 永 正 幸	教育総務課参事補	寺 内 浩 二	
社会教育課長兼青少年教育センター所長	渡 辺 哲 成	教育総務課主幹	井 上 美乃里	
中央図書館長	桑 原 正 壽	教育総務課指導主事	瀧 南	
富士市立高等学校事務長	榎 俊 英	傍 聴 人	1 人	
教育研修・特別支援教育センター所長	若 月 佳 妙			
青少年相談センター所長	松 永 正 之			
議題（動議）及び議事の概要				
議第42号 令和8年度教育委員会所管9月補正予算について				
議第43号 令和7年度富士市教育委員会の自己点検・評価について				
議第44号 富士市文化財保存事業費補助金交付要領の一部改正について				
議第45号 富士市青少年相談センター運営協議会委員の委嘱について				
議第46号 富士市教育文化スポーツ奨励賞受賞者の決定について				
報第4号 富士市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正に伴う条例案の意見聴取について				
作成者 瀧 南		署名人 和久田 恵子		松田 靖子

「開会」

教育長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから教育委員会会議、8月定例会を開会します。

「会議録の承認」

教育長

会議に入る前に、前回の7月定例会会議録の承認を行います。

会議録については、既にお目通しのことと思います。前回の会議録を原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

原案のとおり承認することといたします。

「教育次長の報告要旨」

教育長

続きまして、教育次長から報告等がありましたら、お願いします。

教育次長

私から市議会の9月定例会について御報告させていただきます。

市議会の9月定例会は、9月8日から10月13日まで36日間の会期で開催が予定されております。

このうち、9月10日、11日の両日は、予算決算委員会の産業教育分科会が開催され、令和7年度の決算審査が行われる予定となっております。報告事項は以上となります。よろしくお願いします。

「議事の概要」

教育長

これより議事に入ります。本日は、議決案件5件、追加案件として報告案件が1件提案されましたので、合計6件の審議をお願いいたします。

そのうち、議第46号「富士市教育文化スポーツ奨励賞受賞者の決定について」及び報第4号「富士市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正に伴う条例案の意見聴取について」の2件は、その性質上、秘密会として扱いたいと思いますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

(同意の声あり)

教育長

委員の同意が得られましたので、当該2件の案件につきましては、会議の進行を一部変更し、各課等の報告予定事項の終了後に取り扱います

ので、よろしくお願いいたします。

なお、その際には関係課長以外の方、また、傍聴人の皆様におかれましても退席をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは本日の定例会の会議録の署名人を指名いたします。

和久田恵子委員と松田靖子委員にお願いいたします。

教育長

それでは、審議に移ってまいりたいと思います。

初めに、議第４２号「令和８年度教育委員会所管９月補正予算について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いいたします。

教育総務課長の説明

（議第４２号 令和８年度教育委員会所管９月補正予算について説明する）

教育長

これより議第４２号案に対する質疑を行います。御質問等はございますか。

和久田委員

先ほどの事前打ち合わせでも御説明いただきましたが、「平日も含めた地域展開等の加速化補助金」がどのような制度で、どのような事業に活用できるのか、資料も含めて、改めて御説明をお願いいたします。

教育総務課長

「平日も含めた地域展開等の加速化補助金」につきましては、国から補助率１０分の１０、つまり全額の補助を受けられる国庫補助金です。

内容といたしましては、実現可能な活動の在り方や課題への対応策を検証するため、実証事業を実施する地方公共団体、具体的には、都道府県、指定都市、市町村などに対して、その実施に必要な経費を補助するものとなっております。

具体的には、幾つかのメニューが国から示されており、その中から県が事業内容を選択します。県が選択したメニューに基づき、富士市においても、そのメニューに即した内容の事業を計画し、実施することになります。

富士市が活用を予定している具体的なメニューといたしましては、「学校施設の有効活用」、「ICT 活用による地域クラブ活動の運營業務の効率化」、それから「多種目・多世代など、地域クラブ活動における新たな価値の創出等」となっております。県がこれらのメニューを選択していることから、富士市においても、これらに沿った事業を計画し、実施して

いきたいと考えております。

また、補助対象となる経費につきましては、施設整備費を除き、ほぼ全ての経費が認められる内容となっているようです。具体的には、人件費、諸謝金、旅費、通信費、印刷製本費など、幅広い経費が補助対象になるものと承知しております。

和久田委員

ありがとうございました。ここには「チラシ・リーフレット作成」の予算を要求すると記載がありますが、それは今日打合せの際にいただいたチラシが下地になるということでしょうか。

教育総務課長

打合せにおいて、委員の皆様にお配りさせていただいたものにつきましては、職員が手作りで市民向けに作成をしているものであります。今後、より市民の皆様はこの地域展開を理解していただくために、内容をより充実させたものをつくっていきたいと考えております。1万部の作成を予定して予算を計上させていただいております。

このチラシにおいては、現時点での情報をできるだけ入れていますが、もっと分かりやすいものにするために、内容を検討して、専門の事業者にもお願いすることを考えております。

和久田委員

ありがとうございます。

部活動の地域展開自体が、保護者の方々は御存知かもしれませんが、一般市民には、まだまだ知られていないところも多いと思います。そのため、周知についても徹底して取り組んでいただきたいと感じました。

どのようなチラシになるのか楽しみにしておりますので、出来上がった際には、また見せていただければありがたいです。よろしくお願いします。

教育総務課長

補足ですが、併せまして、ウェブサイトの制作についても、今回、経費を計上させていただきます。専用のウェブサイトを立ち上げ、そこに認定地域クラブに関する情報はもちろん、活動内容や、協力していただける企業の情報など、様々な情報を掲載していきたいと考えております。

教育長

ほかに御質問はありますでしょうか。

松田委員

和久田委員と同じ点についてですが、広報していくということで、地域展開というものが、ほとんどの市民に十分理解されていない中で進めていくのであれば、しっかりと周知していくことが必要だと思います。

また、どのような効果があるのかということも、まだ十分に想像できず、どのように協力したらよいのかということ自体も、全く手探りの状況だと思います。そのため、できるだけこまめに内容を更新し、協力者となり得る方を増やすための広報を、しっかりと行っていただきたいと思います。

部活動が地域に展開していくまでの間は、継続して広報に取り組んでいただくことで、子どもたちを見守る大人の目も変わっていき、「こういう効果があるのだ」と理解していただけるようになるのではないかと思います。

単年度の補助金になるのかもしれませんが、継続的に取り組んでいくことがよいのではないかと思います。

教育長

ほかに御質問はございますでしょうか。

ないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。

それでは、議第４２号案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長

御異議なしと認め、議第４２号案は承認いたしました。次に、議第４３号「令和７年度富士市教育委員会の自己点検・評価について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いいたします。

教育総務課長の説明

（議第４３号 令和７年度富士市教育委員会の自己点検・評価について説明する）

教育長

これより議第４３号案に対する質疑を行います。御質問等はございますか。

塩谷委員

報告書、そして総合所見を改めて拝見させていただきました。

評価できる点と、今後の課題とする点を整理していただいたところで

すが、この外部評価は、評価を受けることが目的ではなく、あくまで、課題とされている点について、今後、教育委員会としてどのように取り組んでいくかということが問われているのだと、毎年感じています。

特に、行政のスケジュール上、仕方がない部分もありますが、現在が8月で、9月の議会に提出しますが、来年の外部評価では、来年の3月までの取組を評価されることになります。

そうなりますと、昨年度、この外部評価の皆さんが「今後の課題」とされた点について、この半年の間に、教育委員会としてどのような形で外部評価に向き合い、取り組んできたのか、それが解決したのか、あるいは、まだ継続課題なのかというところを、明確にしておく必要があると思います。

そこを曖昧にしてしまうと、結局、毎年、評価は出たけれども、また課題を指摘されて、また頑張らましようということになってしまい、意味がないと思います。

今回は、はっきりと3点の課題を挙げていただいていますので、これについて、9月の議会に提出した後、どのような形で課題を周知し、課題解決に向けた取組をどのようにスケジュール化しているのか、その辺りにどのようなフローがあるのか、もしあれば、まずお伺いしたいと思ったところです。

教育総務課長

まず、今後の流れについて、改めて御説明させていただきます。

例年、9月市議会定例会に、この自己点検評価報告書を提出させていただいておりまして、主には、決算に関する資料として取り扱われるものと承知しております。

決算自体は、認定という最終的な結論を受けることになりますが、この自己点検評価そのものについて議決を得るということではございませんので、内容につきましては、議会に提出して報告するとともに、教育委員会内部でも周知し、新年度予算などに反映するものについては、迅速に対応していくべきだと考えております。

併せまして、今年度は、教育振興基本計画の後期実施計画に向けた作業を進めているところですので、今回いただいた評価につきましては、この後期実施計画の中でも、反映できるものは反映していくということで、取り組んでまいりたいと考えております。

教育次長

今回御指摘いただいた部分は、32ページ、33ページの総合所見、それから、34ページ以降の個別意見になります。

これらにつきましては、各課で確認していただき、毎年、次年度までに改善できるよう、お願いをしているところです。最終的に、来年度、自己点検評価を行う際に、「このような点を改善しました」と説明できるように、取り組んでいきたいと考えております。

当然、1年で簡単に改善できることばかりではありませんので、そうしたものについては、継続して解決を図っていくという形で進めております。

特に今年度は、総合計画、それから教育振興基本計画の見直し時期でもありますので、そうした点を意識しながら、進めていきたいと考えております。

塩谷委員

はい、御丁寧にありがとうございました。説明として、よく分かりました。

毎年、せっかく皆さんに一生懸命作成していただき、説明していただいているものですし、外部評価委員の皆さんも、時間をかけて誠実に取り組んでいただいています。

そのため、今回の課題に対して、こちらとしても、きちんと内容のかみ合った回答をすることが、誠実な対応なのではないかと思ったところでは。

来年度、また外部評価の機会に、昨年度できていなかった点について、「現在、このような形で改善が進んでいる」ということを正面から報告できることが、あるべき姿なのではないかと思います。

校長先生や現場の先生方にどのように周知するかという課題もありますが、今回の総合所見や、最後に島田先生がまとめられた内容は、現場の先生方に向けても非常に格調高く書いていただいていると感じました。

この辺りについて、今回、このような指摘があったということを、校長先生や現場の先生方にも、分かりやすく周知していただけたらいいなというふうに思いました。

和久田委員

今の塩谷委員のお話と同じように、次年度に、評価されたことに関してどのように取り組んだのかという点にも関わるのですが、島田先生の「終わりに」のところだけでも、「AI」という単語が4つも入っています。ほかのところにもAIについて非常に多く記載されていますが、これに関して、どのように取り組んでいくのか、先進事例があるのであれば、ぜひ知りたいところでもあります。

また、教育という観点の中で、どのようにデータを蓄積していき、その蓄積されたデータをどのように利用していくのかというところまでは、

はっきり見えない部分があります。子どもたちは GIGA タブレットを使っていますので、もしかすると、考え方の跡、足跡のようなものがデータとして残っているかもしれませんが、これを今後どのように取り入れ、取り組んでいくのかという点について、ロードマップというほどではないにしても、きちんと形にしていく必要があるのではないかと思います。

あまり AI に振り回されるのはよろしくないと思いますが、無視もできないというところで、先進事例や先進的な取組を行っている地域、学校などがありますでしょうか。

学校教育課教育指導室長

御意見ありがとうございます。先進事例については、担当に私のほうで確認したいと思いますが、まず、現在の状況をお伝えしてもよろしいでしょうか。

まず教員側ですが、既に GIGA で使用できる生成 AI として、CanvaAI と Copilot の 2 つがあります。この 2 つのよいところは、読み込ませたデータを学習しないとされている点です。学習してしまうと、機密情報などを入力した場合に、それが反映され、再び出てきてしまう可能性があります。そのため、安心して使える AI として、この 2 つを教職員に対して推奨し、既に使用していただいています。

ただし、これもガイドラインにのっとって使用するものであり、きちんと管理職の許可が必要になります。そういった最低限のルールに従って、現在使用している状況です。

まだ手探りの部分もありますので、現在は、生成 AI に関するガイドラインの周知を徹底しているところです。また、情報教育研究委員会という組織があり、そこに各学校の代表者が集まり、ICT 担当と連携しながら、AI の使い方について勉強会を開いている状況です。

一方、子どもたちについては、学習者用生成 AI も大変話題になっていますが、現在、導入を検討しており、既に 3 事業者から説明を受けています。

こちらについても、学習しながら、子どもたちが使いやすい環境を整えていく必要があります。まだまだ検討する余地はありますが、現在、こうした環境の整備を進めているところです。

和久田委員

御説明ありがとうございます。

弊社でも Windows 365 を導入し、Copilot を使わせていただいておりますが、ジレンマとして感じるのは、全員で共有し、様々なデータを世界中から取り込まなければ、AI を十分に活用できないという点です。

限られた範囲の中で使う場合と、幅広い情報を吸収しながら活用して

いく場合とでは、使い方が異なります。全ての情報を対象とする場合、生成 AI を活用するためには、当然のことながら、情報を外部に出さなければならない場面も生じますので、そこには非常に難しいジレンマがあると感じています。おそらく教育現場でも、同じような課題が出てくるのではないかと思います。

先ほど申し上げたデータの蓄積についても、富士市内で蓄積されたデータを活用していくのか、それとも、全国レベルで蓄積されたデータを活用しながら生成 AI を使っていく方向になるのかという点は、難しいところだと感じました。

その辺りも含めて、引き続き御検討いただければと思います。

教育長

生成 AI の件については、ICT 担当の指導主事が 2 人おりますので、まずは東京などで行われる研修会やセミナー等に積極的に参加させているところです。

そうした中で、様々な情報を整理しながら、富士市にとってどのような方法がよいのかということ、ICT 担当を中心に検討してもらっているところです。

具体化するまでには、もう少し時間がかかるとは思いますが、方向性を定めていかないと、情報が外部に流出するなど、大変なことになりかねませんので、学校教育課教育指導室において、さらに前に進めていってもらいたいと考えております。

和久田委員

ロードマップ的な内容だけでも作成しておくことで、次の評価の際には、「ロードマップを作成しました」というところまで示せるとは思います。一歩前進したことが見えるような形にしていいただければと思います。

松田委員

生成 AI について、島田先生の「終わりに」の中で、AI を使うことによって「考えることを放棄する」と書かれております。

私の職場でも生成 AI が使われていますが、そのまま利用されていることもあり、それをどのように考えるかという場面では、考えずに答えだけが出てくるといことが、やはりあります。

そこには、知識だけではなく、感覚的なものなども含めて、一緒に育てていくことが必要です。そうした力が育ってこそ、生成 AI を適切に使いながら、自分たちが社会人になっていくことにつながるのだと思います。

そこまでを一つの養成期間として考え、セットで取り組まなければな

らないため、難しいことだとは思いますが。しかし、これからの子どもたちは、生成 AI があることを当たり前のものとして教育を受けていくことになると思います。

そのため、ぜひ、生成 AI の活用と併せて、「人として考えること」や「気付くこと」なども一体的に育てていくことが大切なのではないかと思います。ロードマップを作成する際にも、そうした視点を必ず組み込んでいただき、生成 AI を有効に活用できるようにしていただきたいと思います。

教育長

ほかに御質問はございますでしょうか。

質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。

それでは議第 4 3 号案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議なしと認め、議第 4 3 号案は承認いたしました。次に、議第 4 4 号「富士市文化財保存事業費補助金交付要領の一部改正について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いいたします。

文化財課長の説明

(議第 4 4 号 富士市文化財保存事業費補助金交付要領の一部改正について説明する)

教育長

これより議第 4 4 号案に対する質疑を行います。

質問はございますでしょうか。

塩谷委員

これについては、もともと改正が進んでいた中で、今回、ここだけが漏れていたという話であると思います。

その中で、現在、行政が目指している方向として、アナログ規制の見直しなどが出ていますが、どちらかというと、これは署名ではなく、あらかじめ記名と押印のどちらを求めるのかという点が、この書式からは分かりにくいと思いました。

今までの様式では「氏名、印」となっていて、署名をして印鑑を押すことが前提となっていた書類であると思います。今回の改正によって、それをどのように改めたいのか。署名だけにして印鑑を不要とすること

に主眼があるのか、それとも、あらかじめ氏名をデータで入力し、印鑑を押すことにするのか。

今回の改正によって、市民の利便性がどのように変わるのか、行政の負担がどのように減るのか、また、アナログ規制の見直しとどのように関係するのかが、よく分からなかったものですから、申し訳ありませんが、改正の趣旨を改めて教えていただければと思います。

文化財課長

もともと、行政手続の簡素化や効率化、あるいは公務員の人手不足の解消ということがあるのではないかと考えております。

「印鑑を押してください」というよりは、これからは署名で対応していくというものと認識しております。

塩谷委員

署名だけで足りるようにするための改正ということではよろしいのでしょうか。

そうしますと、「記名を求める手続であることが分かる」と書かれていたものですから、印鑑をなくして、サインをしてもらえばそれでよいという意味での改正だということですね。

それがアナログ規制とどのように関係するのでしょうか。「アナログ規制の点検・見直し」とありますが、行政におけるアナログ規制の趣旨が、よく分からなかったものですから、教えていただければと思います。

文化財課長

アナログ規制というのは、紙で提出してもらい、対面で面談をしながら書類を作成する、あるいは市の職員が目視で確認しなければならないといった手続を見直し、デジタル化を推進していきましょうという意味であると認識しております。

塩谷委員

デジタル化を推進する一方で、署名は求めていくという方向なのですね。

純粹に対面をなくすのであれば、電子申請のように、この交付申請書にあらかじめ必要事項を入力し、氏名の欄も入力した上で送信することがデジタル化なのかと思ったのですが、あくまで署名は求めていくという趣旨なのですね。

今回の改正によって、これまでと何が変わるのか、市民の利便性がどのように向上するのかが分からなかったものですから、記名と署名の趣旨についてお聞きしました。

教育次長

これはかなり以前から、わざわざ印鑑を持参して押さなければならぬ
い手続はやめようという、国の動きがありました。

市においても、平成7年頃に一度、全ての様式を見直し、印鑑の押印
を廃止することにしました。ただし、補助金など、お金の出し入れに関
わるものについては、押印を廃止するのは適切ではないのではないかと
いうことで、印鑑を残すという動きがありました。

その後、令和に入ってから、補助金についても、きちんと署名をして
いただければ、法的な効果としては、記名押印よりも署名の方が強い場
合もあるという整理となり、印鑑を廃止していくことになりました。

その際に一斉改正を行ったのですが、今回の様式については、その改
正から漏れてしまっていたということです。今回、遅ればせながら、改
正しようとしているものです。

また、その後に出てきた考え方として、対面や現地での確認をしなけ
れば手続ができないものについても、メールでのやり取りなどで済ませ
られるようにしたいという方向があります。少しずつ手続を簡略化し、
市民の方にできるだけ手間をかけないようにしていくという趣旨である
と考えております。

塩谷委員

経緯については、よく分かりました。

今おっしゃったように、大事な書類に印鑑を求めることには、印鑑が
あることによって、本人の意思に基づいて作成された書面であると法律
上推定されるという意味があるのだと思います。

後から「自分が書いた覚えはない」といったことを防ぐ意味では、印
鑑にも一定の意味があると思います。一方で、形式的な審査であれば、
署名でも足りるでしょうし、場合によっては記名だけでよいという形も
あるのだと思います。

今回の改正が、どちらの方向を目指したものなのか、「記名を求める手
続」なのか、「署名を求める手続」なのか、その趣旨が分かりにくかった
ため、お聞きしました。

ありがとうございました。

和久田委員

これは、署名したものを紙で出して、それを PDF にしてデータで送る
ことを電子申請というのでしょうか。

電子申請というのは、データで送るものを電子申請ということですよ
ね。署名するためには、一度プリントアウトして、手書きで署名し、そ

れを PDF にして送るということでしょうか。

記名の場合は、ワードなどで氏名を入力すればすぐに送ることができますが、押印が必要な場合は、一度プリントアウトして印鑑を押し、それを PDF にして送るということになりますか。

企業の場合は、署名や印鑑の登録があり、デジタルで送ることができる場合もあります。しかし、おそらく一般の方はそのような登録をしていないため、これを電子申請というのであれば、実際にはかなりアナログな手続に感じられるところがあり、少し不可解に思いました。

博物館長

補助金の申請要綱ですので、本来であれば、デジタル申請の方が市民の方にとっては非常に便利だと思います。

ただ、デジタル申請の場合、本人確認ができないことが大きな課題となります。今回の文化財補助金の申請については、本人確認が必要であるため、記名の場合には押印を求め、署名であれば押印を省略できるという形にさせていただいております。

ただ、「アナログ規制」という言葉が気になっているのだと思いますが、今回については、庁内で、どこまでアナログな手続を見直し、デジタルに変換できるかという調査が行われ、その過程で今回の様式についても見直しが必要であることに気付いたというものです。

実際には、現段階では、完全なデジタル申請にすることはまだ難しいと捉えております。

今回、調査があったことをきっかけに、該当する部分に気付き、押印の取扱いを改めることとしたものですので、そのように御理解いただければと思います。

和久田委員

ありがとうございます。

教育長

アナログ規制についても、庁舎全体としては、まだ十分にデジタル化が進んでいる状況ではありません。

全庁的に、一歩ずつ業務のデジタル化を進められるよう、今後、部長会議等でも議論してまいりたいと思いますので、御了承ください。

ほかに御質問はございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議なしと認め、議第４４号案は承認いたしました。次に、議第４５号「富士市青少年相談センター運営協議会委員の委嘱について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いいたします。

青少年相談センター所長の説明

（議第４５号 富士市青少年相談センター運営協議会委員の委嘱について説明する）

教育長

これより議第４５号案に対する質疑を行います。
何か質問はございますでしょうか。

教育長

質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。
それでは、議第４５号案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長

御異議なしと認め、議第４５号案は承認いたしました。これをもちまして本日回分の審議事項は全て終了いたします。
引き続き、各課等の予定事項をお願いいたします。

教育総務課長、学校教育課教育指導室長、学校管理課長、社会教育課長、文化財課長、中央図書館長、富士市立高校事務長、教育研修・特別支援教育センター所長、青少年相談センター所長、博物館長の順で説明

教育長

ただいま説明のありました各課の予定事項につきまして何か御質問はございますでしょうか。

保科委員

学校教育課で御説明いただいた「東京ゲートウェイ」の事業ですが、６２人の参加があったということで伺いました。これは今年度初めての事業だと思いますが、応募はどのくらいあったのでしょうか。

学校教育課教育指導室長

応募定員は当初８０人を予定しておりまして、その中で６２人の応募があったという状況です。

保科委員

定員が８０人ということは、定員には満たなかったということですね。応募された方は、皆さん参加することができたということでしょうか。

また、これは保護者同伴ではなく、子どもだけの参加ですか。

学校教育課教育指導室長

はい。子どもだけの参加です。

保科委員

来年度以降も、同じような規模で実施する方向でしょうか。

学校教育課教育指導室長

参加した子どもたちからは、よい体験をすることができたと聞いておりますので、来年度以降も継続して実施することができればよいと考えております。

教育長

ほかに御質問はございますでしょうか。

ないようですので、次回の教育委員会会議の日程を申し上げます。

９月１６日水曜日、午後２時１５分から、富士市立高校 PIRroom にて教育委員会会議を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日は長時間にわたり御審議いただき、ありがとうございました。

これをもちまして本日の公開分の定例会を閉会とさせていただきます。皆様お疲れさまでした。

ここで、冒頭に申し上げました議第４６号「富士市教育文化スポーツ奨励賞受賞者の決定について」及び報第４号「富士市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正に伴う条例案の意見聴取について」を議題といたしますが、この二つの案件は、秘密会となりますので、関係職員以外の方、また傍聴人の皆様方におかれましては、御退出をお願いいたします。